平成28年3月定例会

河合町議会会議録

平成28年3月4日 開会

河合町議会

平成28年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

〇招集告示	1
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
〇出席説明員	5
○欠席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○町長のあいさつ	7
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○付議事件の一括提案理由の説明	14
○議案第18号の質疑、討論、採決	27
○議案第22号の質疑、討論、採決	28
○承認第1号の質疑、討論、採決	29
○承認第2号の質疑、討論、採決	32
○承認第3号の質疑、討論、採決	33
○議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第17号、議案第19号から	
議案第21号、議案第23号から議案第28号までの委員会付託	34
○議案第6号から議案第14号までの委員会付託	34
○散会の宣告	36
○署名議員	37

河合町告示第1号

平成28年第1回(3月)河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月24日

河合町長 岡井康徳

- 1 期 日 平成28年 3月 4日
- 2 場 所 河合町議会議場

平成28年3月4日(金曜日)

(第1号)

平成28年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議 事 日 程(第1号)

平成28年3月4日(金)午前10時00分開会

日程第	1	会議録署名議員の	D指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	議案第18号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第	4	議案第22号	河合町立保育所設置条例の一部改正について
日程第	5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
			(平成27年度河合町一般会計補正予算)
日程第	6	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
			(河合町税条例の一部を改正する条例の一部改正)
日程第	7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
			(清掃施設火災復旧事業焼却設備緊急修理工事の請負契約)
日程第	8	議案第1号	平成27年度河合町一般会計補正予算について
日程第	9	議案第2号	平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第1	0	議案第3号	平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
日程第1	1	議案第4号	平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算について
日程第1	2	議案第5号	平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
日程第1	3	議案第15号	河合町行政不服審査会条例の制定について
日程第1	4	議案第16号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について
日程第1	5	議案第17号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第1	6	議案第19号	河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
日程第1	. 7	議案第20号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第1	8	議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第1	9	議案第23号	河合町子ども医療費助成条例の一部改正について
日程第2	0 (議案第24号	河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について

日程第21	議案第25号	河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の 一部改正について
日程第22	議案第26号	河合町下水道条例の一部改正について
日程第23	議案第27号	河合町道路線の変更について
日程第24	議案第28号	河合町道路線の認定について
日程第25	議案第6号	平成28年度河合町一般会計予算について(別冊)
日程第26	議案第7号	平成28年度河合町国民健康保険特別会計予算について (別冊)
日程第27	議案第8号	平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について (別冊)
日程第28	議案第9号	平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
日程第29	議案第10号	平成28年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
日程第30	議案第11号	平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
日程第31	議案第12号	平成28年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
日程第32	議案第13号	平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊)
日程第33	議案第14号	平成28年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

	1番	岡	田	美信	叶子			2番	大	西	孝	幸
	3番	清	原	和	人			4番	馬	場	千惠	息子
	5番	吉	村	幸	訓			6番	岡	田	康	則
	7番	森	尾	和	正			8番	池	原	真智	冒子
	9番	西	村		潔		1	0番	疋	田	俊	文
]	1番	谷	本	昌	弘		1	2番	中	尾	伊包	上男

13番 辻 井 賢 治

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町			長	岡	井	康	徳
教	ਵ	Ĭ	長	竹	林	信	也
総	務	部	長	福	井	敏	夫
住	民生	活部	長	堀	内	伸	浩
教	育	部	長	井	筒		匠
福	祉音	7 次	長	門	口	光	男
財	政	課	長	上	村	卓	也
福	祉政	策課	:長	辰	巳		環
	健ス		ツ 長	上	村		豊
特	命	担	当	梅	野	修	治
	ちぐ			中	Щ	雅	至
上	下水	道課	.長	石	田	英	毅
生	涯学	習課	:長	上	村	欣	也

副 町 長 藤岡和成 企 画 部 長 澤井昭仁 福祉部長 中尾博幸 まちづくり 推 進 部 長 竹田裕昭 総務部次長 木村光弘 安 心 安 全 推 進 課 長 森嶋雅也 税務課長 岡田昌浩 社 会 福 祉 協議会課長 山本孝典 認定こども園準備室長 佐藤桂三 住民生活課長 上村英伸 地域活性課長 福辻照弘 教育総務課長 杉本正範

欠 席 者

環境衛生課長 斉藤幸美

会議に従事した事務局職員

局 長 御 輿 善 弘

調 整 員 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長(疋田俊文) 本日、告示第1号をもって平成28年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第1回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長(疋田俊文) これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

- ○議長(疋田俊文) 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。
- 〇町長(岡井康徳) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 町長。

(町長 岡井康徳 登壇)

○町長(岡井康徳) みなさんおはようございます。本日ここに、平成28年第1回定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわりませず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表するものでございます。

今議会においては、平成28年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出致しましたので、本町の現況と、将来あるべき姿を展望しながら、28年度の町政に対する基本方針と施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜わりたいと存じます。

さて、我が国の社会経済情勢は、緩やかな回復基調にあるとされていますが、個人消費の 回復などが地方にまで波及しているとはいいがたく、先行きについても、海外経済の減速が 大きなリスクとなるなど、本格的な景気回復への展望は依然不透明なままであります。 このような状況の中、国においては、引き続き経済再生に向けた取り組みを進め、地方創生について「地方版総合戦略」を本格的に推進するため、新型交付金を創設するなど、地方創生を深化させることとしており、本町におきましても、現在策定を進めている街再生総合戦略に沿って、町の活性化、人口減少、少子高齢化の克服に向けた具体的な施策の実施に向けて取り組んでまいります。

28 年度の本町は、今後も町税収入の大きな伸びが見込めないことや、社会保障関連経費の増大など、引き続き厳しい財政運営が予想されますが、「河合のまちの夢ビジョン」をさらに実りのあるものにし、街再生総合戦略の取り組みを着実に進め、限られた財源をより効果的な事業に活用することを基本として予算編成に取り組んだところであります。その結果、一般会計当初予算の総額は、70億7,000万円で、前年度に比べ6億5,000万円、10.1%の増額となっております。

それでは、新年度の町政運営及び主な施策の概要につきまして、順次ご説明申し上げます。 第1は「生活基盤の充実と防災対策」であります。

都市計画道路天理王寺線が、東西を貫く主要な幹線道路であるという認識のもと、早期開通を目指し、奈良県と協力し事業推進に努めてまいります。本年度は、市場地区での文化財発掘調査、城古地区での用地買収、曽我川橋梁架設については、橋脚工事を実施する予定であり、今後、長楽・池部地区の地元協議を進めてまいります。また、市場・城古を通過する現在の天理・王寺線についても交通渋滞の緩和施策を県・町ともに進めています。町道整備等については、主要幹線道路及び各地区内の生活道路の舗装改修を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋梁補修工事を実施してまいります。

上水道事業につきましては、引き続き、西大和配水タンクの廃止に向け、「奈良モデル 水道運営の連携」に基づき、奈良県水道局ほか、関係機関と協議を重ね、安心で安全な、か つ、安定した水道事業運営計画を策定してまいります。

また、下水道事業につきましては、本年度においても、西大和エリアにおける管路の更生 工事を実施し、下水道施設の耐震・減災対策を進めてまいります。

次に、防災、防犯、消防対策についてでございますが、引き続き、人命を守ることを最大 の目標とした、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

昨年度、本町では災害の発生はなかったものの、昨年9月の関東・東北豪雨、また記憶に 新しい台湾南部地震と自然災害が猛威を振るっています。

とりわけ、鬼怒川氾濫による被害は、大和川流域に暮らす我々に大きな衝撃を与え、国土

交通省の呼びかけで流域各首長が出席して開催された「大和川流域づくり意見交換会」で、 初動対応および情報発信の重要性が再認識されたところであります。これを受け、本年1月 には和歌山県すさみ町と災害時相互応援協定を締結し、大規模災害発生時の備えを強化する とともに、本年度は、情報伝達を確実にするために、防災行政無線のデジタル化を進めてま いります。

また、交通安全対策といたしまして、昨年9月に宣言した「河合町自転車安全利用推進の まち」にかかる各種事業を継続してまいります。

西和警察署管内及び町内におきましては、交通事故件数は減少しているものの、高齢者、 自転車・二輪車の事故が多く、大字自治会ごとに実施している「自転車安全利用講習」を通 じて指導啓発を行うなどして、交通事故抑止に向けた取組みを進めてまいります。

さらに、災害時に対策拠点となる本庁舎について、昨年度実施した耐震診断により耐震改 修が必要となる箇所の改修計画及び工事実施設計の作成を実施してまいります。

第2は、『安心で安全に暮らせる福祉などの充実』であります。

子どもや、高齢者、障害者の方々が円滑な日常生活や社会生活を送ることができる、まちづくりを進めるための「保健・福祉施策」では、まず、子ども医療費助成制度については、 平成26年8月から所得制限を撤廃しましたが、新たに本年8月診療分より、通院医療費助成の対象者を就学前児童から中学校卒業までに拡充いたします。

児童福祉につきましては、「子ども・子育て支援法」等に基づく、幼児教育・保育の充実をはかるため、「幼保連携型認定子ども園」の整備に向けた、基本・実施設計・造成設計費用を計上しております。

また、共働き家庭等を支援するため、学童保育の利用年齢を小学校3年生までから6年生までに拡充いたしました。

次に、低所得者対策として、昨年度に引き続き高齢者や障害基礎年金等受給者に対する臨 時給付金事業予算を計上いたしました。

次に、高齢者対策として、地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業の構築を進めてまいります。

また、認知症対策として、行方不明になられた時の対応として「おかえり・見守り事前登録」を本年1月から開始し、本年度も引き続き実施してまいります。

次に、保健事業につきましては、乳児期後期の健康診査を充実すべく、新たに 10 ヶ月児 を対象に健康診査を実施してまいります。 また、昨年度に引き続き、子育て中の保護者の健康をアシストする運動と、体力アップの サロンの充実を図ると共に、全町民を対象としたラジオ体操の普及を進め、ラジオ体操指導 者の育成を図ってまいります。

次に、「環境衛生の推進」であります。ごみの減量化対策につきましては、住民の皆様の ご理解、ご協力を得ながら減量化を推進しているところであります。さらなるごみ減量・リ サイクルを促進するために、引き続き意識改革への取り組み及びごみの発生抑制、再使用、 再生利用の推進に努めてまいります。

また、現在のごみ焼却処理施設が老朽化していることから、奈良県と市町村が連携して取り組む「奈良モデル」の事業手法を活用したごみ処理広域化「山辺・県北西部広域環境衛生組合」に参加することで、中長期的な視野で本町の安定的な一般廃棄物処理の継続を図ってまいります。

次に、相談体制等の充実については、専門相談員による悪質商法、不当請求、ネット関連トラブルやマイナンバーに関連した不審な電話などに関する相談・苦情窓口を引き続き開設し、消費者へのアドバイス、啓発及びトラブルに関する情報の提供に努めてまいります。

第3は「教育の充実と地域文化の育成」であります。

平成27年度から新教育委員会制度がはじまり、町長と教育委員の皆様が河合町の教育について話し合う、総合教育会議がスタートしました。

昨年は、いじめの現状や河合町の教育の基本方針となる「教育大綱」の策定について話し 合いをもちました。

来年度は、「教育大綱」を策定するとともに、教育の環境整備など重点的に講ずべき事項 について話し合い、河合町の教育の発展に努めてまいりたいと考えます。

次に、今回の補正予算で、街再生事業の一環として取り組んでいますICT教育事業でございます。昨年モデル校として第3小学校に整備しましたタブレット端末を活用したICT教育が順調に進み、保護者の方々や県教育委員会からも高く評価していただいております。この効果をさらに広げるため、残りの小学校2校にICT環境を整備するための経費を計上しております。

また、本年度当初予算では、次世代を担う子どもたちの教育環境を充実させるため、各種 教材をはじめ、小中学校のクラブ活動や幼稚園児の体力向上のための予算を増額いたしまし た。学校再編につきましても、小中一貫教育を踏まえ取り組んでまいります。

また、地域全体で教育に取り組む気運を一層高めるため、社会教育関係団体をはじめ学校支

援ボランティアとの連携協働を推進してまいります。

第4は「地域振興を中心としたまちの活性化」であります。

地域間交流・観光振興・地産地消促進など、まちの活性化に資する事業施策の検討を進めてまいります。池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園では、四季折々のイベントが開催され、春は4月に「馬見チューリップフェア」夏は8月に「馬見ひまわりウィーク」秋は10月に「馬見フラワーフェスタ」冬は12月に「馬見クリスマスウィーク」が開催され、花々が来場者を出迎えます。これらの来場者に河合のまちの魅力を発信するとともに、県と連携し、周辺史跡を活用するなど、来訪者誘致の強化に取り組んでまいります。

次に、全国的に問題となっている、荒廃農地対策として、昨年から実施している「たんぼ の楽耕」の体験交流型コースに加えて、新規就農を目指した本格的な米作りコースを本年度 より設けます。

さらに、町内で栽培された安心・安全・新鮮な農産物、災害時相互応援協定を締結した和 歌山県すさみ町の海産物、商工会、地元商店、福祉作業所リバティほっかつとのコラボレー ションによる春と秋の合同産直市を通じて地域間交流をはかってまいります。

また、町有地を活用し、情報発信や地域振興の拠点となる施設を整備活用するための基礎的な調査を実施します。

第5は「街再生と河合ブランドの創造」であります。

本町では、国が定めた日程に沿って「人口ビジョン」と「街再生総合戦略」の作成を進めており、現在、素案に対するパブリックコメント等を勘案、最終調整を経て3月末に作業を終了する予定であり、併せて街再生に対していただいた意見提案については、夢ビジョンに修正追記してまいります。

さて、政府は地方創生を加速化するための補正予算を計上し、平成 28 年度の新型交付金 制度とは別に、加速化交付金制度を設けました。

なお、両制度はともに、これまでの補助制度には無い審査を経ることになっています。 本町の街再生事業については、この交付金を活用し、街再生総合戦略案に沿って予算計上 したところです。

まず、加速化交付金対象事業として、小学校へのICT環境の整備費と官民協働で取り組む街再生推進体制の整備費を平成27年度補正予算に計上しており、住まいの総合相談窓口の開設、近鉄3駅構内のポスター掲示板の設置、「河合ふるさとの日」の夏冬開催などを計上しております。

また、大阪都市部の居住者をターゲットとして、北葛城郡4町が共同で、プロモーション 活動等に取り組む経費も、併せて補正予算に計上しております。

次に、新型交付金対象事業については、地域再生法に基づく地域再生計画の認定が必要になるため、当初予算では平成27年度からの継続事業分を計上しております。

また、町内映画館と提携して河合町民に限定した優待券を交付することで、これまで割引の対象となっていない子育て層への支援策になると考えています。

河合ブランドとしてスタートした「自治会ニュースコンクール」は6回を迎え、一昨年度 からは対象地域を全県に広げ「河合町ブランド」として認識されつつあります。本年度も更 にブランド力が向上するよう、毎日新聞社、奈良県と共にコンクールを支援していきます。

また、第二中学校の卒業生が始めた30歳記念同窓会は、「いつまでも河合町」を大切に思う心の現れで、町も積極的にサポートし、有意義なこのイベントを定着させていきます。

「河合のまち貸します」企画は、若者に的確に情報発信し、イベントが更に生まれ、また は成長し、本年度も多くの若者が町を訪れるよう引き続き支援します。

第6に「計画的・効率的な行政の推進」であります。

町政運営の基となる財源確保と納税の公平性の観点から、県と近隣町が持っているノウハウを活用したネットワーク型協働徴収を推進し、引き続き徴収率の向上に取り組んでまいります。

また、情報システム関連におきましては、マイナンバー制度への対応として、制度導入に 必要となる既存業務システムの改修・運用テストを行ない、円滑な運用に向け事業を進めて まいります。

また、地方公共団体情報セキュリティ強靭化に向けて、インターネット分離、二要素認証 の導入及び外部への情報持ち出し不可設定などの情報セキュリティ強化対策をしてまいりま す。

さらに、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するための「ふるさと納税」 について、昨年度はPRの効果により全国各地から多くの方々のご寄附がございました。

引き続き町の魅力のPRと贈呈する地元特産品等の充実を図り、ふるさと納税ご協力の周知をしてまいります。

また、公共施設等の将来の見通し、課題を把握・分析し、長期的な視点をもって公共施設の最適な配置並びに効率的な管理運営を実現することが必要となるため、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

平成 28 年度の町政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べました。本方針に基づき、今定例会に提案させていただいております「平成 28 年度当初予算案」をはじめ、各議案につきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

当町におきましても依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、それにひるむことなく、攻めの姿勢をもって、諸施策を着実に進めてまいります。

ここに重ねて、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の温かいご理解と一層のご支援、ご 協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(疋田俊文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、9番、西村潔議員、11番、谷本昌弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(疋田俊文) 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月24日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より会期等について報告願います。

- 〇12番(中尾伊佐男) 議長。
- 〇議長(疋田俊文) 中尾委員長。
- ○12番(中尾伊佐男) 去る2月24日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、 その結果を報告いたします。

会期は、本日3月4日より3月17日までの14日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第28号の28議案、承認第1号から承認第3号の3承認を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月10日、11日に本会議を再開し、行いたいと思いま

す。以上で報告終わります。

○議長(疋田俊文) お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より17日までの14日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

- ○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より議案第1号より第28号までの28議案、承認第 1号より第3号の3承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。
- 〇副町長(藤岡和成) 議長。
- 〇議長(疋田俊文) はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成) それでは、本定例議会に上程いたされました、議案第1号から議案第 28 号までの 28 議案、承認第1号から承認第3号の3承認、合計 31 案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。少し長くなりますけども、よろしくお願い致します。

議案第1号 平成27年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億 4,994万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を69億8,489万7,000円とするものでございます。 第2条「繰越明許費」につきましては4ページをお願い致します。

情報セキュリティ強化対策事業2,400万円、街再生事業6,374万1,000円、臨時給付金給付事業5,690万4,000円、子ども子育て支援制度システム改修事業117万円、幼稚園就園奨励費システム改修事業119万2,000円、合計1億4,700万7,000円を計上させていただいております。第3条「地方債の補正」につきましては5ページをお開き願います。

このことにつきましては、情報セキュリティ対策事業及び退職手当債の借入限度額を表の とおり定め、起債の限度額を7億710万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。16ページをお願い致します。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い 1,755 万 2,000 円の増額と、職員の育児休業等により 1,136 万 6,000 円の減額で、差し引き 618 万 6,000 円の増額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費では8,665万4,000円の増額で、内容につきましては、18ページをお願い致します。

電子計算管理費で、基幹システム共同化事業費で不用額461万1,000円の減額と、情報セキュリティ強化対策事業費で国の補正予算を活用し情報セキュリティ強化対策経費2,400万円の増額となっております。次に20ページをお願い致します。

街再生事業費6,374万1,000円の増額につきましては、現在策定を進めている街再生総合戦略案に沿って、国の地方創生加速化交付金を活用して実施する事業について予算計上致しております。22ページをお願い致します。

2 款総務費、3項戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付事業費で、交付金の追加 交付により312万6,000円の増額となっております。24ページをお願い致します。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、社会福祉総務費で国保特会と介護特会への繰出金 2,156万9,000円の増額となっております。次に26ページをお願い致します。

老人福祉費では歳出予算額の増減はなく、財源の振り替えのみとなっております。

障害福祉費では、心障医療給付費で前年度医療費精算に伴う償還金37万8,000円の増額、 また、補装具給付費、自立支援医療給付費、及び介護給付費において給付費の増加に伴い扶助費1,865万1,000円の増額となっております。

国民健康保険医療助成費では低所得世帯に対する国保税軽減分確定に伴い繰出金2,793万6,000円の増額となっております。28ページをお願い致します。

後期高齢者医療費では保険基盤安定負担金確定により繰出金96万8,000円の増額となって おります。

次の臨時給付金給付事業費5,690万4,000円の増額につきましては、国の補正予算を受けて、 低所得高齢者を対象とする年金生活者等支援臨時給付金の給付事業を実施するものです。

3 款民生費、2 項児童福祉費では、児童福祉総務費で、子ども医療給付費の増による扶助費196万4,000円の増額、ひとり親家庭等医療給付費で前年度医療費精算に伴う償還金46万3,000円の増額、子ども子育て支援事業費で国の補正予算を受けて保育所等の利用者負担軽減措置実施に伴うシステム改修費117万円を増額するものでございます。

児童福祉施設費では、利用者の増加や保育施設等に支払う委託費の増額などにより私立保 育所委託措置費1,997万円の増額。

児童措置費では児童手当給付費不用額1,177万5,000円の減額となっております。34ページをお願い致します。

4款衛生費、2項清掃費では、し尿処理費で葛城地区清掃事務組合分担金確定により100 万円の減額となっております。38ページをお願い致します。

7款土木費、4項都市計画費では、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として繰出金2,422万4,000円の増額になっております。40ページをお願い致します。

9 款教育費、1 項教育総務費では、国の補正予算を受けて幼稚園保護者負担軽減措置実施 に伴う就園奨励費システム改修委託料119万2,000円の増額と、幼稚園就園奨励費不用額とし て扶助費45万円を減額するものです。42ページをお願い致します。

同じく9款教育費、3項中学校費では、中学校教育振興費で、平成28年度教科書改訂に伴 う教師用教科書及び指導書の更新経費200万1,000円の増額になっております。48ページをお 願い致します。

11款公債費、1項公債費では332万円の減額で、内容につきましては、不用額の減額になっております。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページをお願い致します。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で2,312万2,000円の増額。

同じく13款国庫支出金、2項国庫補助金で1億2,779万7,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で1,759万4,000円の増額。

同じく14款県支出金、2項県補助金で56万4,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で36万9,000円の増額。

20款町債、1項町債で8,050万円の増額となっております。

以上、歳入歳出2億4,994万6,000円の増額補正となっております。

議案第2号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ621万 6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を25億9,989万6,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2款保険給付費、1項療養諸費、同じく2款保険給付費、2項高額療養費では、財源の振 替のみとなっております。 5 款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では621万6,000円の増額となっており、高額医療費拠出金額確定に伴い58万8,000円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い680万4,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で14万7,000円の減額。

同じく2款国庫支出金、2項国庫補助金で4,000万2,000円の減額。

- 4款県支出金、2項県負担金で14万7,000円の減額。
- 5款共同事業交付金、1項共同事業交付金で1,335万9,000円の増額。
- 6款繰入金、1項繰入金で3,315万3,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出621万6,000円の増額補正となっております。

議案第3号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ786万 5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7億822万8,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお願い致します。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億7,390万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。10ページをお願い致します。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、給与改定などで 45万5,000円の増額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費では127万2,000円の増額となっており、負担金額確定に伴い9,000円の減額、消費税中間納付額の確定に伴い128万1,000円の増額となっております。

2款公共下水道事業費から4款公債費まで、すべて事業費確定等に伴う不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

1款使用料及び手数料、1項使用料で、1,609万2,000円の減額。

同じく、1款使用料及び手数料、2項手数料で3,000円の増額。

5款繰入金、1項繰入金で2,422万4,000円の増額。

7款町債、1項町債では1,600万円の減額となっております。

以上、歳入歳出786万5,000円の減額補正となっております。

議案第4号 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から それぞれ9,230万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を15億2,820万1,000円とするものでご ざいます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお願い致します。

介護保険保険者システム改修事業で156万5,000円を計上致しております。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費では156万5,000円の増額で、内容につきましては、介護報酬 改定等のシステム改修事業経費の増額となっております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費7,000万円の減額、同じく2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費1,000万円の減額でございまして、これにつきましては給付費の減額となっております。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、同じく4款地域支援事業費、2項包括的支援 事業・任意事業費については、すべて不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

4款国庫支出金、1項国庫負担金で2,400万円の減額。

同じく4款国庫支出金、2項国庫補助金で358万7,000円の減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金で3,600万円の減額。

6款県支出金、1項県負担金で1,000万円の減額。

同じく6款県支出金、3項県補助金で194万2,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で1,635万2,000円の増額。

同じく7款繰入金、2項基金繰入金で3,313万2,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出9,230万9,000円の減額補正となっております。

議案第5号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ563万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を2億9,755万6,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では563万7,000 円の増額で普通徴収保険料分負担金等の額確定に伴う増額となっております。 次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願い致します。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で466万9,000円の増額となっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金で96万8,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出563万7,000円の増額補正となっております。

議案第6号から議案第14号までの9議案につきましては、平成28年度河合町一般会計並び に7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」を配付させて頂いておりますので極簡単でございますが、ご説明させていただきます。

それでは、議案第6号 平成28年度河合町一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の5ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を70億7,000万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、6億5,000万円の増額、率で10.1%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、14ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、9事業、起債限度額11億1,860万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第7号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。207ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を26億1,600万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で3,500万円の増額、率で1.4%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。 243ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と同

額となっております。

議案第9号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。259ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を820万円と定め、前年度予算額と 比較致しまして、金額で60万円の減額、率で6.8%の減となっております。

議案第10号 平成28年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。275ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億900万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1,500万円の減額、率で2.1%の減となっております。

第2条「地方債」につきましては、278ページをお願い致します。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額1億9,060万円と定めるものでございます。

議案第11号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。307ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

議案第12号 平成28年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。323ページ をお願い致します。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を18億500万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億9,700万円の増額、率で12.3%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第13号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。 361ページをお願い致します。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を3億1,700万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で2,600万円の増額、率で8.9%の増となっております。

議案第14号 平成28年度 河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊お願い致 します。1ページお願い致します。 第2条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を5億8,635万円と定め、 前年度予算額と比較しまして、金額で3,087万円の減額、率で5.0%の減。

また、支出額を5億7,478万2,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,649万1,000円の減額、率で2.8%の減となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、支出を3,944万2,000円と定め、 前年度予算額と比較しまして、金額で268万4,000円の減額、率で6.4%の減となっておりま す。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,944万2,000円については、過 年度分損益勘定留保資金2,944万2,000円と建設改良積立金1,000万円で補填するものでござ います。

第5条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費 4,417万1,000円と定めるものでございます。

第7条「たな卸の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。 議案第15号 河合町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするため、同法第81条第1項の規定に基づき設置する第三者機関である河合町行政不服審査会の設置に関し、必要な事項を規定するため、河合町行政不服審査会条例を制定するものです。

主な内容といたしましては、第3条、第4条で審査会の委員を5人以内とし、任期を3年 と規定しております。

また、附則第3条により特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員の報酬を日額5,000円と定めるものであります。

この条例は、平成 28 年4月1日から施行するものでございます。

議案第 16 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について でございます。

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。 主な内容といたしましては、第1条及び第2条で、河合町情報公開条例及び河合町個人情 報保護条例の一部を改正し、今回の法改正により創設された審理員の適用除外を規定すると ともに、法の表記に改めた文言に改正するものでございます。 第4条では河合町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正し、審査の申出において審査 申出書に記載しなければならない事項の追加や、審査の手続きにおける電子メール等による 提出書類の受け付けなどを定めるものでございます。

第6条では河合町実費弁償条例の一部を改正し、審査会等への関係人の出席等に対し、費 用弁償できる旨の規定を追加するものでございます。

第8条の河合町手数料条例の一部を改正する条例では、審査請求に係る提出書類等の写し の交付につき徴収できる手数料について定めるものです。

その他の条文につきましては、法の改正により、関係条例の条文の文言等を改め、適切な 用語整理を行うものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、引用条項の項ずれ及び文言の整理追加のため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たに学校の種類として 規定されることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号、議案第20号、議案第21号につきましては、平成27年度の人事院勧告に基づき、 これに準拠して条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。 主な内容は、期末手当の年間総支給月数を 0. 05月分引き上げるものでございます。

第1条で、平成27年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条で、平成28年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.025月 分引き上げるものでございます。 この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については平成28年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定につきましては平成27年4月1日に遡って適用するものでございます。

議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について でございます。

主な内容は、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第1条で、平成27年度につきましては、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条で、平成28年度以降については、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.025月 分引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については平成28年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定は平成27年4月1日に遡って適用するものでございます。

議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

主な内容は、給料表を平均 0.4%引き上げる改正、また、勤勉手当の年間総支給月数を 0.1月分引き上げるとともに、平成 27年度については 12月期の支給月数を 0.1月分引き上げ、平成 28年度以降は6月期と12月期の支給月数を、それぞれ 0.05月分引き上げる改正、及び、地域手当支給割合を平成 27年度は4%から5%に引き上げ、平成 28年度は6%に引上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、勤勉手当の平成28年度の支給月数の改正は平成28年4月1日から施行し、また勤勉手当の平成28年度の支給月数の改正以外の改正につきましては平成27年4月1日まで遡って適用するものでございます。

議案第22号 河合町立保育所設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、河合町立広瀬台保育所を平成28年3月末で廃止することから 「河合町立保育所設置条例」の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第23号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、市町村が実施しております子ども医療費助成事業における奈良 県からの補助対象範囲の拡充がなされることにより、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、小学生から中学生までの就学児に対し実施しております医療

費助成の範囲を通院に対しても行うこととするための改正でございます。

この条例は、平成28年8月1日から施行するものでございます。

議案第24号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国の省令の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、「地域密着型サービス」のうち、「要介護状態」の利用者に サービスを提供する事業所の運営等の基準を定めるものでございます。

これまで通所介護サービス事業所の指定権限は奈良県にありましたが、平成28年4月からは、定員18名以下の小規模な通所介護事業所につきましては町が直接指定権限を持ち、「地域密着型サービス」に移行させるという法改正に伴う条例改正でございます。

また、認知症対応型通所介護についても、地域との連携や運営の透明性を確保するための「運営推進会議」の設置が平成28年4月より義務づけられたことに伴う改正でございます。 この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第25号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国の省令の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、「地域密着型サービス」のうち、「要支援状態」の利用者に サービスを提供する事業所の運営等の基準を定めるものでございます。

今回の改正は、地域密着型サービスの一つである介護予防認知症対応型通所介護について、 地域との連携や運営の透明性を確保するための事業所として「運営推進会議」の設置が平成 28年4月より義務づけられたことに伴う改正でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

議案第26号 河合町下水道条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、下水道使用料の改定に伴い所要の改正をするものでございます。 主な内容といたしましては、下水道使用料 1 立方メートルあたり、一般排水の公衆浴場に ついては「80円」から「96円」、その他汚水として一般家庭及び、事業所等 1 立方メート ルを超え 300 立方メートルまでにつきましては「100円」から「120円」とし、中間排水、 事業所等 300 立方メートルを超え 750 立方メートルまでにつきましては、「160 円」から「168 円」とし、特定排水 750 立方メートルを超える分につきましては、「200 円」から「210 円」に改正するものでございます。

なお、この条例は、平成28年6月1日から施行するものですが、経過措置といたしまして、この条例による改正後の河合町下水道条例第25条第3項第1号の規定は、平成28年6月分以降に係る使用料から適用し、平成28年5月分以前に係る使用料については、従前の例によるものといたします。

議案第27号 河合町道路線の変更についてでございます。

このことにつきましては、公共施設整備に係る都市計画法に基づく開発行為を施工するために、河合町道路線の変更を行いたく、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、公共施設整備に係る都市計画法に基づく開発行為を施工するために、河合町道路線の認定を行いたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「平成 27 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明申 し上げます。

今回専決処分致しましたのは、去る平成 27 年 12 月 21 日に発生した清掃工場火災事故復旧に要する経費でございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億4,000万円を増額し、歳入歳出予算総額を67億3,495万1,000円とするものでございます。 第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお願い致します。

このことにつきましては、災害復旧事業債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を6億2,660万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお願い致します。

2款総務費、1項総務管理費では118万円の減額で、財政調整基金費の積立金で財源調整 による減額となっております。 10 款災害復旧費、4項衛生施設災害復旧費では1億4,118万円の増額で、内容につきましては清掃工場災害復旧費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお願い致します。

19 款諸収入、4項雑入で保険金受入金8,000万円の増額。

20 款町債、1項町債で6,000万円の増額となっております。

以上、歳入歳出1億4,000万円の増額補正となっております。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「河合町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

平成27年12月16日に改正された、平成28年度与党税制改正大綱において、地方税の一部の手続きにおける個人番号の本人確認手続きについて、納税義務者の負担を軽減する観点から見直す方針が示されたこと等を踏まえ、平成27年12月に可決成立した「河合町税条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、第51条の町民税の減免及び第139条の3の特別土地保有税の減免につきまして、当該減免の申請において納税義務者の個人番号の記載を求める規定を削除するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、

工事名、清掃施設火災復旧事業焼却設備緊急修理工事。契約の方法、随意契約。契約金額、 9,903万6,000円。契約の相手方、大阪市北区東天満2丁目6番5号。近畿工業株式会社、代 表取締役 田中恒良(たなかつねよし)でございます。

以上、簡単ですが提出いたされました31案件の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(疋田俊文) 10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

◎議案第18号の質疑、討論、採決

〇議長(疋田俊文) 再開します。

日程第3 議案第18号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- ○8番(池原真智子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 池原議員。
- **○8番(池原真智子)** 説明の中で、義務教育学校が追加されたって説明があったんですけど も、具体的にその中身を教えて下さい。
- 〇教育総務課長(**杉本正範**) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 杉本教育課長。
- ○教育総務課長(杉本正範) 義務教育学校と言いますのは、小学校と中学校と同様の教育を 実現する為の学校でございます。9年間を通して一貫して教育を提供する学校という定義で ございます。
- ○8番(池原真智子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 池原議員。
- ○8番(池原真智子) 一貫教育を行うって言う事なんでしょうか。それと、これは学校教育 法が改定されたって言う事なんですが、河合町としてはゆくゆくは考えておられるのか、 その点だけ教えて下さい。
- 〇教育総務課長(杉本正範) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 杉本教育課長。
- ○教育総務課長(杉本正範) 町長の施政方針にもありましたように、町としても一貫教育を 視野に入れながら今後を考えて行く予定でございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(替成者举手)

〇議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、 議案第18号 校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

〇議長(疋田俊文) 再開します。

日程第4 議案第22号 河合町立保育所設置条例の一部改正についてを議題とします。 これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、 議案第22号 河合町立保育所設置条例の一部改正については原案のとおり可決

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度河合町一般会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- ○8番(池原真智子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 池原議員。
- ○8番(池原真智子) 災害復旧事業債が上程されてるんですけども、焼却場の火災について、 私たちも住民から原因が何だったのか聞かれております、その点について教えて頂けたらと 思いますが
- 〇住民生活部長(堀内伸浩) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 堀内部長。
- ○住民生活部長(堀内伸浩) 昨年12月21日に発生しました、清掃工場の火災事故の原因と言う事ですけども、まず消防の方では1階付近で火災があった事は現任しているが、直接の発火の原因の特定については現在のところ至っていないというところでございます。ただ、漏電による発火では無いと言うことは申し添えられております。町としては、通常発火する所では無いと、言う事でありまして現場検証後、施設の施行業者とも現地において立会いを行い協議し、あくまで推測される一つではありますけども、原因としましては通常焼却炉へ投入されるゴミはストーカーと言うコンベアに乗って流れて乾燥され、焼却しております。その乾燥ストーカーの下部の外部走行鉄板との隙間に乾燥ストーカーからこぼれた、未燃物、これは食用油等が混入されていると想定されているんですけども、それらが詰まり、そこで発火し、走行鉄の外板を加熱し、その加熱によって外部の鉄板等にあるいはその周辺の歩廊上に付着していたホコリが高温になった為発火し、その発火した炎が一階へ炎のまま落下し、その一階で滑り止めとして敷いていた吸着シートに燃え移ったこれが、発火の一つではないかと推定しております。
- 〇議長(疋田俊文) 他にございませんか。

- 〇4番(馬場千恵子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場干恵子) 12月21日に事故が起こったって事ですけども、この保険金とか一般財政からとか共済とかから含めまして、1億4,000万円の多額の費用がいる結果となっているんですけども、この時点で住民の生活と密着する施設でもありますし、臨時議会とか開いてまず現状を報告するとか、今後の手立てとか報告するべきではなかったのではないでしょうか。
- 〇住民生活部長(堀内伸浩) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 堀内部長。
- ○住民生活部長(堀内伸浩) 議員がおっしゃるように確かにそういう事も考える必要があったかと思いますけども、まず工場のごみが年末から入ってきてますので、その対応。また、焼却場を早期復旧する為の手立等で奔走しておりましたので、それの目途がついた段階でと言う事で、先日の全員協議会と言う事になってしまいました。これについては、申し訳ないと思いますけども結果としては、ゴミの対応について早期復旧をという事を大前提として進めて参った結果であります。
- ○議長(疋田俊文) 他にございませんか。
- ○4番(馬場千恵子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場千恵子) ゴミの対応にさぞ大変だったとういか苦労されてたかたと思いますけど、目途が経って説明を受けたのが3月だったと思います。これまでに、相当の時間もありますし、もう少し早急に対応というか議員にも説明すべきだったと思います。
- ○議長(疋田俊文) 他にございませんか。
- 〇9番(西村 潔) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 西村議員。
- ○9番(西村 潔) 緊急事態発生という事で、即対応しないといけない事由はよく分かります。そこで、例えば町が持っている施設、これは保険金8,000万円で改修という事ですけども、このことについてちょっと説明していただきたいです。特に火災保険とか色々民間の保険制度を利用しているか教えてほしいんですけど。
- 〇総務部次長(木村光弘) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 木村次長。

- ○総務部次長(木村光弘) 河合町の場合、建物についての保険につきましては、全国自治会協会の建物災害共済に入っております。そこにおきまして、河合町の公共施設等すべての建物を掲載して、かけております。民間の方へはかけておりません。
- ○9番(西村 潔) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 西村議員。
- ○9番(西村 潔) 詳細は私も分からないんですけども、例えば填補金限度額自己負担があるかどうかとか、施設と言っても色々ありますね、建物どこまで担保範囲になってるか、こういう事について、私も初めて知ったんです。そういう事で、どの程度の負担をしているのか、あるいはどの程度の保険金というか共済金で改修できるのかについて教えてほしいんですけど。
- 〇総務部次長(木村光弘) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 木村総務次長。
- ○総務部次長(木村光弘) 建物の保険金の算定基準がありましてまず、建物を調達、現在その建物を建てた場合にどれぐらいかかるのかを額を推定基準額として定めます。それによりまして共済から率というか掛金という形でなっております。その、調達額が損害賠償の限度額です。建物一つを建てるのに5億かかる建物であれば、5億までが損害の限度額。もし、それ以上超える場合はその調達額の割合に応じて減額の損害補償がされる事になってます。
- ○9番(西村 潔) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 西村議員。
- ○9番(西村 潔) 今の説明を確認しますとね、例えば、修繕費のカバーをされるという意味かどうか、例えばこれに火災保険で火災で消滅した修理費をカバーするのであれば、全額カバーできる条項があるんでしょうか。
- 〇総務部次長(木村光弘) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 木村総務次長。
- ○総務部次長(木村光弘) 火災が起きた建物についてと言う事で、そこに付随している分も 適応されると、ただ現場にこられて調査されますので、範囲等は調査員の調査により変わる かもしれませんが、ようするに火災の発生によりそこに付いてる建物、あるいは付随してい る備品というか機械は適応になると聞いております。
- ○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度河合町一般会計補正予算)は承認すること決定されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(河合町 税条例の一部を改正する条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (河合町税条例の一部を改正する条例の一部改正) は承認すること決定されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(清掃施設火災復旧事業焼却設備緊急修理工事の請負契約)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- ○4番(馬場千恵子) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場干恵子) 12月21日に事故が起こって、1月8日に専決処分をした日にちですかね。実際に契約した日にちが分からないんですけど、随意契約になってますが、なぜ随意契約になったのか、それと随意契約であればこの一社だけでなく、少なくても2社以上の見積もりを取る、なるべくですけどもって事ですけどもそれについてはどうでしょうか。
- 〇住民生活部長(堀内伸浩) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 堀内部長。
- ○住民生活部長(堀内伸浩) 1月8日と言いますのは、専決処分をさせていただきました本契約に当たります。その前に仮契約という事で1月6日に仮契約を締結しております。随意契約ということで相見積もりとして3社徴収しております。
- ○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(清掃施設火災復旧事業焼却設備緊急修理工事の請負契約)は承認すること決定されました。

◎議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第17号、議案第19号から議案第21号、議案第23号から議案第28号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第8、議案第1号、日程第9、議案第2号、日程第10、議案第3号、日程第11、議案第4号、日程第12、議案第5号、日程第13、議案第15号、日程第14、議案第16号、日程第15、議案第17号、日程第16、議案第19号、日程第17、議案第20号、日程第18、議案第21号、日程第19、議案第23号、日程第20、議案第24号、日程第21、議案第25号、日程第22、議案第26号、日程第23、議案第27号、日程第24、議案第28号、の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。 報告します。

議案第1号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第6号から議案第14号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第第25、議案第6号、日程第26、議案第7号、日程第27、議案第8号、日程第28、議案第9号、日程第29、議案第10号、日程第30、議案第11号、日程第31、議案第12号、日程第32、議案第13号、日程第33、議案第14号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。 報告します。

特別委員会を設置します。

委員会の名称は予算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員会の選任についてはどのようにしたらよ ろしいかお伺いします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、清原和人議員、馬場千惠子議員、岡田康則議員、西村潔議員、谷本昌弘議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時56分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には谷本昌弘議員、同副委員長には岡田康則議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署名議員西村潔

署名議員 谷本昌弘